

徳島県鳥獣被害防止センター設置要綱

(設置)

第1条 野生鳥獣による農林水産物等への被害防止を総合的に進めるため、徳島県鳥獣被害防止センター（以下、「センター」という。）を設置する。

(組織)

第2条 センターは、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長は農林水産部長、副委員長は徳島県農林水産部副部長、委員は別表1に掲げる職にある者又は各団体から推薦された者をもって充てる。

3 委員長は、所掌事務の具体的な取組を図るため、センター内に「幹事会」、「対策指導班会」を設置する。

(所掌業務)

第3条 センター「委員会」は、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 鳥獣被害防止対策の基本方針に関すること
- (2) 鳥獣被害防止対策の推進及び情報共有に関すること
- (3) その他必要な事項

2 センター「対策指導班会」は、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 鳥獣被害の防止に必要な「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」等との調整に関すること
- (2) 鳥獣被害の把握に関すること
- (3) 鳥獣被害防止対策に関する情報の収集・発信に関すること
- (4) 東部農林水産局及び総合県民局における鳥獣被害防止のための地域鳥獣被害対策連絡協議会との調整に関すること
- (5) その他必要な事項

3 センター「幹事会」は、「委員会」及び「対策指導班会」が所掌する業務の企画、調整、推進等の役目を担う。

(委員会)

第4条 センター「委員会」は、委員長が招集しこれを主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が出席できないときはその職務を代理する。

3 委員会には、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 幹事長は、徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課長をもって充て、幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 幹事会の会議は、委員長の命を受け、幹事長が招集し、主宰する。

(対策指導班会)

第6条 班長は、徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課長をもって充て、班員は、別表3に掲げる担当の職員をもって充てる。

2 対策指導班会の会議は、班長が招集し、主宰する。

(事務局)

第7条 センターの事務局は、徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。
 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
 この要領は、平成23年5月1日から施行する。
 この要領は、平成24年6月5日から施行する。
 この要領は、平成25年5月27日から施行する。
 この要領は、平成26年5月29日から施行する。
 この要領は、平成27年6月4日から施行する。
 この要領は、平成28年6月28日から施行する。
 この要領は、平成29年7月7日から施行する。
 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
 この要領は、令和元年5月1日から施行する。
 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（委員）

危機管理環境部 安全衛生課長
 農林水産部 農林水産政策課長
 農林水産部 鳥獣対策・里山振興課長
 農林水産部 林業振興課長
 農林水産部 水産振興課長
 徳島県立農林水産総合技術支援センター 経営推進課長
 東部農林水産局長
 南部総合県民局農林水産部長
 西部総合県民局農林水産部長
 徳島県市長会
 徳島県町村会
 一般社団法人 徳島県農業会議
 徳島県農業協同組合中央会
 徳島県森林組合連合会
 徳島県内水面漁業協同組合連合会
 徳島県農業共済組合
 徳島県土地改良事業団体連合会
 一般社団法人 徳島県猟友会

別表2（幹事）

農林水産部 鳥獣対策・里山振興課長
 危機管理環境部 安全衛生課（HACCP食品安全担当）
 農林水産部 農林水産政策課（政策調整担当）
 農林水産部 鳥獣対策・里山振興課（鳥獣保護管理担当）
 農林水産部 鳥獣対策・里山振興課（鳥獣対策・ジビエ推進担当）
 農林水産部 林業振興課（造林・担い手担当）
 農林水産部 水産振興課（振興流通担当）
 徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課（企画担当）
 東部農林水産局＜徳島庁舎＞（企画総務担当）
 南部総合県民局＜美波庁舎＞ 農林水産部（企画担当）

西部総合県民局＜美馬庁舎＞ 農林水産部 （食農・企画担当）

別表 3（対策指導班会）

危機管理環境部 安全衛生課 HACCP 食品安全担当
農林水産部 鳥獣対策・里山振興課 鳥獣保護管理対策担当
農林水産部 鳥獣対策・里山振興課 鳥獣対策・ジビエ推進担当
農林水産部 林業振興課 造林・担い手担当
農林水産部 水産振興課 振興流通担当
徳島県立農林水産総合技術支援センター 資源環境研究課
徳島県立農林水産総合技術支援センター 高度技術支援課
徳島農業支援センター
鳴門藍住農業支援センター
吉野川農業支援センター
美波農業支援センター
阿南農業支援センター
美馬農業支援センター
三好農業支援センター
東部農林水産局＜徳島庁舎＞ 林業振興担当
南部総合県民局 保健福祉環境部＜阿南庁舎＞ 環境担当
西部総合県民局 保健福祉環境部＜美馬庁舎＞ 環境担当